

70歳以上の方の医療費のご案内

医療機関や薬局に支払う医療費は、所得状況に応じた窓口での負担割合と、

1か月あたり(1日~末日まで)の自己負担限度額が決められています(高額療養費制度)。

＜ 現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱ、住民税非課税世帯に該当する方 ＞

加入している健康保険から『認定証』の交付を受けることで窓口での支払いを、それぞれの所得区分の自己負担限度額に留めることができます。手続きは裏面をご確認ください。

■ 自己負担限度額(月額)の一覧表

(65歳以上の方で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります)

負担割合	所得区分	自己負担限度額		
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	多数該当 ※1
3割	現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額が83万円以上の方)	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%		140,100円
	現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額が53万円~79万円の方)	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%		93,000円
	現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額が28万円~50万円の方)	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%		44,400円
2割 (1割) ※2	一般	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円	44,400円
	低所得Ⅱ (住民税非課税の方)	8,000円	24,600円	X
	低所得Ⅰ (年金年収80万円以下など)	8,000円	15,000円	

※1 多数該当：過去1年以内に同じ世帯(同一被保険者)で、3回以上高額療養費に該当した場合には、4回目からは自己負担額が引き下げとなります。所得区分「一般」の外来での高額療養費に該当した回数は含まれません。

※2 負担割合：平成26年4月1日以前に70歳になられた方は1割負担が据えおかれています。

■ 自己負担限度額の対象外になるもの

・入院時の食事代

所得の区分		1食あたりの食事代
一般		460円
非課税世帯 住民税	低所得Ⅱ	90日までの入院...210円 90日を超える入院...160円
	低所得Ⅰ	100円

難病医療費助成制度を利用している所得区分「一般」の方の食事代は1食260円です。
低所得Ⅰ・Ⅱの方は左表と同様です。

- ・診断書等の文書料
- ・差額ベッド代
- ・レンタル代(病衣・タオル・日用品など)
- ・保険適用外の診療
- ・居住費
- ・おむつ代

など

■ 『認定証』の手続きについて

裏面で所得区分を確認のうえ、以下の手続きをしましょう。

現役並み所得の方で所得区分がⅠ・Ⅱの方 ➡ 『**限度額適用認定証**』

住民税非課税世帯の方 ➡ 『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』

※所得区分や1か月ごとの自己負担限度額は表面を参照

※『認定証』には有効期限があります。申請した月の1日から有効なものが発行されます。

■ 申請窓口

国民健康保険・後期高齢者医療保険制度： お住まいの区市町村の国民健康保険・後期高齢者医療制度の担当課

全国健康保険協会（協会けんぽ）： 健康保険証に記載された全国健康保険協会の各都道府県支部

健康保険組合・共済組合など： 健康保険証に記載された健康保険組合・共済組合など

■ 必要なもの

申請書、健康保険証

マイナンバーの確認や身分証明書の提示、印鑑が必要な場合があります。各申請窓口にご確認ください。

■ その他

- ・ 受診者・医療機関ごと（入院と外来、医科と歯科は別計算）に、1か月（1日～末日まで）に支払った保険診療の自己負担分が、高額療養費制度の対象になります。
- ・ 『認定証』の手続きが間に合わず、一度、窓口で医療費の支払いをした場合、後日、高額療養費制度の申請ができます。その際は、領収証と振込口座がわかるものが必要となります。
- ・ 同一の健康保険に加入している方は、すべての医療費を合計することができる場合があります。たとえば「同じ月に複数回受診している」「複数の医療機関を受診している」「院外薬局で薬の処方がある」などです。合計した金額が、その月の自己負担限度額を超えた場合は、後日払い戻しの手続きができます（世帯合算）。
- ・ 加入している健康保険によっては、付加給付があります。加入している健康保険にご確認ください。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081, 2084, 2489）



国立研究開発法人
国立国際医療研究センター病院
National Center for Global Health and Medicine